

令和5年度  
帯広市学校教育活動についての考え方  
(令和5年5月8日以降)

令和5年5月  
帯広市教育委員会

# 目次

---

1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
2	平時から求められる感染症対策について・・・・・・・・・・	P2
3	感染流行時における感染症対策について・・・・・・・・・・	P5
4	感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について・・・・・・・・	P7
5	感染症対策に当たって配慮すべき事項について・・・・・・・・	P10
6	令和5年5月8日以降の教育活動・・・・・・・・・・・・・・・・	P10
7	その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P14

## 【参考資料】

- ◆「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 5.8～）」（文部科学省）
- ◆「令和5年度帯広市学校教育活動についての考え方 Ver.1」（帯広市教育委員会）
- ◆「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」（文部科学省）
- ◆「新型コロナウイルス感染症対策としての学校給食等の対応について」（北海道教育庁）
- ◆「『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』に係る留意事項について」（北海道教育庁）

## 1 基本的な考え方

各学校においては、「令和4年度帯広市学校教育活動についての考え方」に基づき、家庭及び地域と一丸となって、感染症対策と児童生徒の健やかな学びの確保に、懸命な努力と創意工夫を重ねてきたところである。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日以降、2類相当から5類へ移行され、3年続いたコロナ禍の対応が大きな節目を迎えたところである。

学校においては、児童生徒の学びを保障するため、長きにわたり、校長のリーダーシップのもと、養護教諭の専門性を生かし、学校医等と連携しつつ、教職員一丸となって、感染対策と教育活動の両立に大変な御尽力をいただいております。これらの関係者の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

5類感染症への移行後においては、各校において従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となり、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じるなど、感染状況に応じて各学校が主体的に対策を講じていくことが求められている。

帯広市教育委員会では、5類移行後の感染症対策と児童生徒の学びの保障の両立を図るため、最新の知見や科学的な情報に基づき、「令和5年度帯広市学校教育活動についての考え方 Ver.2」（以下、本考え方）を策定した。各学校は、本考え方により令和5年度の各学校の教育活動について、推進することとする。

本考え方は、5類感染症への移行後における学校での感染症対策の参考となる基本的な考え方を示すものであり、各校は本考え方を参考にしつつ、従来の対策を見直した上で、各校の実情に即した対策を検討し、児童生徒等が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、引き続き取り組み願いたい。

また、本考え方では、今年度についても、感染症対策とともに、「働き方改革」の視点から、新しい時代の学校行事のあり方についての方向性も示している。これは、教職員にとっても児童生徒にとっても重要なリソースである時間を優先順位をつけて効果的に配分し直すことにより、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことを目的としたためである。

各学校においては、本考え方に基づき児童生徒の命と学びを守る活動に全力を尽くすとともに、これまでの学校行事を見直すなどしながら、児童生徒に対して効果的な教育活動を展開することとする。



## 2 平時から求められる感染症対策について

これまでの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するため、学校教育活動に支障を生じさせることなく、両立が可能な対策については、継続して実施すること。

〔児童生徒等への指導〕 【「衛生管理マニュアル」(2023.5.8～) 第2章1参照】

児童生徒等が感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で、これを避ける行動をとることができるよう、毎日、清潔なハンカチ・ティッシュを持つことを含め、感染症対策に関する指導を行うこと。また、感染症予防には、身体の抵抗力を高めることが重要であるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導すること。

〔児童生徒等の健康観察〕【衛生管理マニュアル】(2023.5.8～) 第2章2参照

学校内での感染拡大を防止するため、健康観察を通じて、児童生徒等の健康状態の異変やその兆候等を把握し、当該児童生徒等自身の健康は勿論、他者への感染リスクを減らすこと。

① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、児童生徒等及び教職員とも、無理をせずに、自宅で休養させること。
  - ・そのために、児童生徒等の保護者に対して周知・呼び掛けを行い、理解と協力を得ること。
- ※新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限する必要はないこと。

② 児童生徒等の健康状態の把握

- ・家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握すること。
- ※児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校に提出させるといった取組は不要であるが、修学旅行等の集団宿泊的行事を実施する場合等において、保護者了承の下、一時的にICTを活用し、児童生徒の健康・行動チェックを行うことは可能であること。

③ 児童生徒等に発熱等の症状が見られた場合の対応

- ・児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
  - ・受診を勧め、受診状況を保護者から聴き取り、状況に応じた対応を行うこと。
- ※児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにすること（教職員についても同様）。

〔換気の確保〕【衛生管理マニュアル】(2023.5.8～) 第2章3参照

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。



① 常時換気の方法

- ・気候上可能な限り、常時換気に努めること。
- ・廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気すること。なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなど工夫して行うこと。

② 冬季における換気の留意点

- ・空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるため、換気に取り組むこと。
  - ・気候上可能な限り、常時換気に努めること
- ※難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にしたり、サーキュレーターやCO<sub>2</sub>モニター等を活用するなどして、適切に換気を行うこと。
- ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心掛けるよう指導すること。

〔手洗い等の手指衛生の指導〕【衛生管理マニュアル】(2023.5.8～) 第2章4参照

- ・手洗いは30秒程度かけて、流水と石けん等で丁寧に洗うこと。手指用の消毒液は、補助的に用いられるもののため、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導すること。なお、手を拭くタオルやハンカチは共用せず、個人持ちにすること。

〔咳エチケットの指導〕【「衛生管理マニュアル」(2023.5.8～) 第2章5参照】

- ・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側等を使って、口や鼻をおさえるなど、他者に対して飛沫を飛ばさないよう児童生徒に対して咳エチケットを行うよう指導すること。



〔マスクの取扱い〕【「衛生管理マニュアル」(2023.5.8～) 第2章6参照】

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないこと。

※ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されていることについて、引き続き指導すること。

※基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいるため、マスクの着脱を強いることなく、着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導すること。

〔学校給食時の安全性の確保について〕

- ・適切な換気を確保するとともに、大声での会話を控え、飛沫を飛ばさないよう留意し、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒等の間に一定の距離（1m程度）を確保するなどの措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。
- ・盛り付け、配膳を行う前に、準備や食事使用する机等を清拭すること。
- ・盛り付け、配膳を行う児童生徒及び教職員は、手洗いや手指衛生の徹底とともに、清潔なエプロン、帽子（三角巾）、**マスクを必ず着用すること**。また、エプロン、帽子等は個人で用意し、定期的な洗濯等、衛生管理に留意し、共有しないこと。
- ・学級担任等は、盛り付け及び配膳を行う者（教職員を含む）の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、引き続き「健康観察票」に記録すること。
- ・食器等の後片付けを児童生徒が行う場合には、触れ合わない程度の距離を確保し、一人一人順番に行うこと。
- ・牛乳パックのリサイクル等の活動を行う場合は、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話は控えること。
- ・上記の内容等、学校給食時の校内的なルールの確認をするとともに、食事を楽しんでおいしく食べることに向けて、学級・学年間で対応に格差が生じないように、校内で統一して取り組むこと。

#### 〔家庭との連携〕

- 学校における感染症対策について、保護者の理解が得られるよう、積極的な情報発信に努めること。
- 家庭においても、児童生徒に対し、帰宅時に速やかに手を洗うなど、基本的な感染症対策の実践や、日ごろから検温を行うなどの日常的な健康状態の把握について、協力を呼び掛けること。

## 3 感染流行時における感染症対策について

学校教育活動の実施に当たっては、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等が重要となるが、感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

一方で、地域や学校において感染が流行している場合等には、以下を参考に、一時的に活動場面に応じた対策を講じること。

### 1. マスクの取扱い

地域や学校において感染が流行している場合等には、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、着用を強いることのないようにすること。

### 2. 身体的距離の確保

活動の性質上、学校においては身体的距離を確保することが感染対策上有効となること。特に、地域や学校において感染が流行している場合等には、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとること。

その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。

### 3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策

#### (1) 各教科等

地域や学校において感染が流行している場合等には、以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動の場面に応じて、一時的に次の対策等を講じること。

- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

#### 〔感染リスクが比較的高い学習活動〕

- 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」 【各教科等共通】
- 「児童生徒がグループで行う実験や観察」【理科】
- 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」【音楽】
- 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」【図画工作、美術】
- 「児童生徒がグループで行う調理実習」 【家庭、技術・家庭】
- 「組み合ったり接触したりする運動」 【体育、保健体育】

その他、以下の点にも留意すること。

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下「基礎疾患児」という。）や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒等については、授業等への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重し、例えば、オンラインでの学習を行うなど、適切に対応すること。

## （２）儀式的行事、文化的行事及び体育的行事

地域や学校において感染が流行している場合等には、一時的に、上記３（１）で述べた対策のほか、以下のような対策や工夫を講じること。

また、その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行うこと。

### ＜感染症対策＞

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

### ＜開催方式の工夫の例＞

- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやり取りを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）

## （３）集団宿泊的行事

修学旅行や宿泊研修等の泊を伴う活動（以下「修学旅行等」という。）の実施に当たっては、各家庭での健康状態の把握に加え、可能な限り感染リスクを避けるよう協力を求めること。なお、発熱や咳等の症状がある場合は、参加を見合わせ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導すること。

また、実施中に、発熱や咳等の症状が生じた場合には、保護者と連携し、医療機関を受診させるとともに、その診断結果を踏まえ、学校医とも相談しながら、必要な措置を講じることとし、事前にシミュレーションを行い、事態の発生に備えておくこと。

## （４）部活動

これまでも部活動による集団感染が複数発生してきたことを踏まえ、地域や学校において感染が流行している場合等には、校長は、部活動顧問会議等（「北海道の部活動の在り方に関する方針」４ページ参照）を開催し、次の対策を徹底すること。

- ・各家庭において日常的な健康状態の把握を行うよう協力を求めるとともに、発熱や咳等の症状がある場合には、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導すること。（大会参加中も同様）
- ・部活動の前後の時間や移動の時間も含め、手洗い等の手指衛生や咳エチケット、換気等を徹底すること。水分補給用のボトルやタオル等は共有しないこと。
- ・更衣室では、できる限り換気に努めるとともに、会話を控え、人数や時間を制限するなどの対策を講ずること。
- ・食事を摂る場面においては、下記(5)を参考にすること。
- ・大会への参加や他校との練習試合等は、主催者や各競技団体等の感染症対策を遵守すること。
- ・合宿等の泊を伴う活動は、上記(3)を参考にすること。

### <臨時休業中の児童生徒等の部活動への大会参加>

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止中の児童生徒等及び教職員は参加させないこと。ただし、臨時休業中の児童生徒等のうち無症状である者について、自らの意思で検査キットによる自己検査を行い、連続する2日間とも陰性であった場合については、例外的に参加を認めることを可能とすること。ただし、その場合、主催者にその旨を報告すること。なお、当該児童生徒等に対しては、特に留意して健康状態を把握するとともに、マスクの着用を推奨するなど、必要な感染症対策を講じること。

#### (5) 給食等の食事をとる場面

食事の前後の手洗いをを行うことに加え、会食に当たり飛沫を飛ばさないよう、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控え、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保するなどの対策を講じること。なお、こうした場合においても、黙食は必要ないこと。

#### (6) 健康診断

学校保健安全法の規定に従い、毎学年の6月30日までに実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない場合等、やむを得ない事由がある場合には、令和5年度の末日までの間に、可能な限り速やかに実施すること。

#### (7) 登下校

登下校時は、教職員の目が届きづらいことなどから、感染状況が落ち着いている平時も含めて、帰宅後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない等の指導を行うこと。

スクールバスの利用に当たっては以下のことに留意すること。

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には乗車を見合わせるよう呼び掛けること。
- ・利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること。また、地域や学校において感染が流行している場合等には、可能な範囲で運行方法の工夫等を行い、過密乗車を避けること。

## 4 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

### 1. 出席停止の取扱い

#### (1) 児童生徒等の感染が判明した場合

学校保健安全法第19条の規定により出席停止とすること。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とすること。

※出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照。

#### (2) 新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や感染するおそれのある場合

学校保健安全法第19条及び国の関連通知の定めにより、学校医等の意見を踏まえ、校長の判断により出席停止の措置をとることができること。出席停止の期間は、同様に学校医の助言を踏まえて設定すること。

〈感染している疑いがある場合や感染するおそれのある場合（例）〉

- ・自らの意志で行った検査キットによる自己検査において陽性となった場合
- ・同居の家族に陽性者が発生し、児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合
- ・同一の部活動で陽性者が発生し、児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合

### （3）上記の他、欠席とはしないことが可能である場合

次の場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能であること。

- ① 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合等、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ② 医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないと判断した場合

## 2. 学校内で感染が広がった場合における対応

### （1）感染流行期の判断

地域において流行期と判断できる情報を得た場合には、教育庁において、当該地域及び学校に対し、その旨通知することを想定していること。

### （2）臨時休業の判断

学校は、国のガイドライン等を踏まえ、以下の「判断の目安」を参考として学校医と相談し対応を検討すること。また、市教委に報告の上、臨時休業を実施すること。

〈国のガイドラインにおける学級閉鎖の基準〉

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
  - ・その他、設置者で必要と判断した場合

〈判断の目安〉

【学級閉鎖】

- ガイドライン中、「感染が判明した場合」には、感染している疑いがある又は感染する恐れのある、次のいずれかの場合の者も含む。
  - ①自らの意志で行った検査キットによる自己検査において陽性となった場合
  - ②同居の家族に陽性者が発生し、児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合
  - ③同一の部活動で陽性者が発生し、児童生徒等に発熱等の風邪症状がある場合
- ガイドライン中、「学級内で感染が広がっている可能性が高い場合」とは、感染者または未診断の風邪等の症状を有する欠席者数が、当該学級の在籍者数のおおむね 20%に達する場合又は達する可能性が高い場合（児童生徒数が 20 名未満の学級にあっては 4 名以上となった場合）のほか、感染状況を考慮して市教委で閉鎖が必要と判断した場合をいう。

#### 【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

#### 【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

#### 【臨時休業の期間】

- 5日程度（土日祝日を含む）

（参考）児童生徒等の感染が判明した場合の出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

### （3）ICTを活用した学びの保障

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、平常時におけるICT活用ルール等にとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながら、クラウドサービス等を活用し、学習課題や授業動画等の配信、オンライン学習等により学びの機会を確保すること。

#### ＜ICTの活用等による学習指導例＞

◇登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うこと。

- ・ICT端末を自宅等に持ち帰り、オンラインによる朝の会や健康観察で会話する機会を確保すること。
- ・ICT端末に学習課題等を配信することで自宅学習を促進したり、同時双方向型のウェブ会議システムを活用して、教師と自宅等をつないだ学習指導等を行ったりすること。

◇学習指導に当たっては、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うこと。

- ・感染状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導すること。
- ・教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導する。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導すること。
- ・登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握すること。
- ・課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。
- ・家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとること。

※詳細については、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について（事務連絡）」（令和4年1月12日）を参照。

## 5 感染症対策に当たって配慮すべき事項について

### 1. 児童生徒等及び教職員の心身の健康状態の把握、心のケア等

新型コロナウイルス感染症の発生以降、不登校児童生徒が増加していることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等により、児童生徒等の状況を的確に把握するとともに、学校保健委員会を活用し、課題解決に向けた取組を計画的・組織的に進めること。その際、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を活用し、実効性のある取組とすること。

教職員のメンタルヘルスについては、道教委と公立学校共済組合北海道支部が実施している「心の健康相談事業」を利用できること。

### 2. 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等への対応

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をすること。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法等について、従前どおり学校医等に相談し、十分安全に配慮すること。

また、基礎疾患児についても、必要に応じて、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をすること。

### 3. 新型コロナワクチンと学校教育活動

ワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されているため、引き続き、国や道からのワクチン接種の情報について、児童生徒等や保護者に周知すること。なお、ワクチン接種は強制ではなく、正しい情報と理解の下で、本人や保護者の自発的意思に基づいて行われるべきものであり、これを受けないことによる差別等が生じないように特に留意すること。

## 6 令和5年5月8日以降の教育活動

- ① 令和5年5月8日から、5類への移行となるものの、各種教育活動については、感染防止対策を行うことを前提に、全市統一的な取組を行うこと。
- ② これまで、活動の範囲を「学年の範囲を上限に」行うことを基本としていたものの、次の感染対策を講じることにより、「学年を超えた活動」を実施できるものとする。
  - ・学校の感染状況を踏まえて対応すること。
  - ・換気を十分にすること。
- ③ 学校行事については、コロナ禍の中、各学校が創意工夫してきた取組を生かしながら、各学校において、児童生徒や教職員の負担を最小限に、やりがいや満足感、教育効果を最大限あげる工夫をして、実施すること。

## (1) 各教科・領域、各種学校行事等の具体的な考え方について

### ○ 前・後期について

令和5年度は、小・中学校ともに前期を令和5年9月30日(土)、後期を令和6年3月22日(金)までとし、評価業務の計画を含めた教育課程の整理・計画を進めること。

### ○ 令和5年度の長期休業日の取り扱い

感染症による学級閉鎖等を想定しながら、年間を見通した授業時間数の確保に向けた学校行事等の厳選や取組内容の学びを止めない対応に努めること。

やむを得ず臨時休業、学年閉鎖等により、授業時数を確保できない場合には、一定程度の長期休業中の授業日の設定を教育委員会と協議し、必要に応じて授業日を設定することができる。なお、余剰時数は100時間を超えない程度を目安とし、必要以上の時数確保にならないよう配慮すること。

また、長期休業期間は、次のとおりである。

なお、学校行事等及び取組時間の整理と厳選による教育課程編成及び運用状況を鑑みた、適切な長期休業期間の設定については、別途協議を進めること。

- ・ 令和5年度の夏季休業期間 7月22日(土)～8月17日(木)
  - ・ 令和5年度の冬季休業期間 12月23日(土)～1月11日(木)
- ※ 臨時休業対応等による長期休業期間中の授業日の設定は行わない。

### ○ 各教科等の進め方について

学習活動については、感染の流行に応じた感染症対策を徹底しながら、計画的に進めること。なお、生活圏で感染が拡大している場合は、実施時期や内容を変更するなどの工夫を行うこと。

外部講師等を活用した授業を行う場合は、事前に学習の流れ等を確認し、感染症対策を徹底すること。

全教科領域、諸活動において、新型コロナウイルス感染症等による学級閉鎖時には、「学びの保障」としてタブレットを活用した学習を講じること。

実施時間については、児童生徒の心身の健康を鑑み、朝の会や1日2～3時間程度の授業等での使用を目処とし、授業づくりに向けた教職員の研修とともに、体制構築を進めること。

### ○ 学習の評価について

評価については、目標に準拠した評価を適切に行うために、定期テスト等の長期的評価のみにならないよう、単元や日々の学習成果の積み上げによる評価を行うことを児童生徒や保護者に周知しながら進めること。その際、シラバス等で規準を示しながら児童生徒が納得のできる評価に努めること。

### ○ 中学校における部活動の取扱い

中学校の部活動については、これまでの感染症対策の経験を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこと。ただし、感染が流行している場合については、上記「3 感染流行時における感染症対策について」3(4)のとおり対応すること。

○ 学校行事等について

学校行事等の目標を明確にし、学校行事で育む資質・能力を明確にすることを旨とする。その際、コロナ禍で各学校において工夫しながら取り組まれてきた内容を尊重しながら、従前コロナ前に取り組まれてきたことを鑑み、目標に即した過度な内容にならないような精査を踏まえ、実施方法の工夫や準備にかかる時間を短縮するなどして、次のとおり計画すること。

① 運動会及び体育祭について

- ・ 土曜開催、午前日程、全校一斉開催を基本とし、全市統一して昼食は摂らないこと。
- ・ 実施にあたっては、実施方法や実施内容を厳選し、児童生徒の意欲を高め、負担の度合いに配慮した教育的価値を高める内容に構成すること(練習時間は10時間程度)。

② 学習発表会(学芸会)について

- ・ 平日1日開催、午前日程、全校一斉開催を基本とすること。
- ・ 日頃の学習活動の成果の発表の場としての位置付けを明確にし、文化的な活動を通じた自主性や創造性を高めるような内容を構成すること(練習時間は10時間程度)。

③ 文化祭について

- ・ 土曜開催、1日日程、全校一斉開催を基本とすること。
- ・ 昼食はバザーまたは弁当(持参含む)とすること。なお、バザーにおける焼き鳥やフランク等の校内で調理するものの提供は、PTAの負担等を鑑みて検討すること。
- ・ 学級発表の縮減または取りやめなど、内容の再構成とともに、学級毎の合唱コンクールを基本に「日常の学習の発表」を重点的に構成すること(練習時間は10時間程度)。

④ 宿泊学習について

- ・ 宿泊(日帰り)による学習等の計画は、施設と十分協議し、感染対策を配慮するなど、連携して実施すること。

⑤ 修学旅行について

- ・ 修学旅行は、児童生徒の成長に資する面が多いことから、目的地や実施形態の工夫、宿泊日数の削減等も検討し、実施時期は、中学校は5月、小学校は7～9月を目途に実施を計画すること。
- ・ 修学旅行の目的を鑑みて、単に「物見遊山」に陥らないような内容構成に向けて、体験的な学習を積極的に取り入れたり、日常の学習活動との関連、児童生徒の希望等を踏まえたりしながら柔軟な内容とすること。(※ エリア内の内容・日程等の情報連携をすること)
- ・ 小学校1泊2日、中学校3泊4日の日程が全市的に慣例化しているが、宿泊数については、経費等も鑑みながら、学校教育目標の達成に向けた必要十分な学習を担保する内容と期間の精査を進めること。(※ 全市的な協議)

- ⑥ 遠足等の校外学習について
- ・ 小学校第4学年の郷土体験学習（公費負担）のほか、他学年での乗り物利用学習については、学習の目的と必要性を明らかにしながら、乗り物費用等の保護者負担軽減とともに、授業時数の確保、必要時間数の精査も鑑みながら、学校としての実施基準を見直すこと。  
（例えば、奇数学年実施に限定するなどの実施内容の縮減、路線バスの利用、その他の交通手段の利用による実施等）（※ 全市的な協議）
- ⑦ 参観日等における保護者参観について
- ・ 可能な限りの感染対策及び配慮をして、従前に近い状況の中での参観日を運営すること。（一度に教室で参観することは可能）
  - ・ 参観日の教育的意義や保護者説明の場としての意味合いは大きいいため、全校、ブロック、学年、縦割り等、保護者ニーズに合わせた開催日程や開催方式の工夫等について柔軟に対応すること。
  - ・ 学級懇談や個別面談等についても、上記と同様に、各学校において工夫し、実施すること。
- ⑧ 家庭訪問・保護者面談について
- ・ 家庭訪問は、児童生徒の通学路の確認や家庭環境等の把握による個別の指導に生かす効果があるものの、家庭生活の多様化や共働き家庭の増加等により、保護者ニーズも踏まえた対応が必要である。
  - ・ 新1年生については、入学当初に把握する必要性が高いものの、他の学年については、実施時期や学校での個人面談との併用等、実施方法について工夫すること。
- ⑨ PTA活動等について。
- ・ 令和2年度の帯広市PTA連合会の組織改編を踏まえ、各学校においても、PTA活動の見直しや組織改編、保護者より徴収するPTA会費の利用方法の精査、学校運営協議会との連携等、PTA役員とも十分協議をしながら、持続可能な新しい時代のPTA活動に向けた活動を進めること。
  - ・ なお、PTA組織の改編にあたっては、目的を明確にしながら、PTA活動の形骸化、不活発化に陥らないよう、関係各位（PTA、学校運営協議会、生涯学習推進委員会 図書ボランティア等地域組織）との協議を重ねた上で、合意形成を図ること。
- ⑩ その他
- ・ その他の学校行事等の運営については、エリアや全市的に統一的に取り組むことを基本としながら、各学校の自主的な判断を尊重すること。
  - ・ スケート学習の在り方については、近年の気象状況がスケートリンク造成の困難化が進んでいることなどから、冬の体育及び保健体育の授業については、学習環境整備とともに、整備状況を鑑みた、適正な指導時間数の確保について検討を進める。  
（※全市的な協議）

上記記載以外の各種教育活動については、これまでの準備にかけていた時間を短縮したり、内容を厳選したりするなどの工夫を図り、各学校の実態に応じて実施すること。

○ 感染症対策用物品の取扱い

感染症対策として整備した物品については、今後の感染流行期や異なる感染症の流行に備え、保存が可能なものは、原則として保管しておくこと。

なお、使用期限があるものについては、順次、適切な方法で廃棄等を行うこと。